

## 平成 27 年 第 1 2 回 教 育 委 員 会 定 例 会

平成 27 年第 1 2 回教育委員会が平成 27 年 12 月 17 日午後 9 時 30 分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 日 時   | 平成 27 年 12 月 17 日 (木) 午後 9 時 30 分から  |
| 2 場 所   | 健康センター第 2 会議室  |
| 3 付議案件  | 別紙議事日程のとおり   |
| 4 出席委員  | 松 村 重 樹 (教育委員長)<br>植 松 紀 子 (委員長職務代理)<br>稲 田 瑞 穂 (委員)<br>宮 川 保 之 (委員)<br>坂 田 篤 (教育長)  |
| 5 出席説明者 | 絹 良 人 (教育部長)<br>栗 林 昭 彦 (指導課長)<br>粕 谷 靖 宏 (教育総務課長)<br>山 下 晃 (生涯学習スポーツ課長)<br>伊 藤 高 博 (図書館長)<br>五十嵐 弘 一 (博物館長)<br>小 熊 克 也 (統括指導主事)<br>佐 藤 裕 樹 (指導主事)<br>下 田 美穂子 (指導主事)<br>西 山 智 (指導主事) |
| 6 書 記   | 小 林 真 吾 (教育庶務課係長)<br>田 中 留 美   |
| 7 傍 聴 者 | なし   |

平成27年第12回清瀬市教育委員会議事日程

平成27年12月17日

午前9時30分

- 日程第1 会議録署名委員の指名  
稲田 委員
- 日程第2 教育長より報告
- 日程第3 教育委員より報告
- 日程第4 議案第28号 平成27年度清瀬市教育委員会表彰について
- 日程第5 議案第29号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正  
する規則について
- 日程第6 議案第30号 平成28年度清瀬市教育委員会教育目標について
- 日程第7 報告事項1 第2次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱の一部  
を改正する要綱について
- 日程第8 報告事項2 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果に  
ついて
- 日程第9 報告事項3 長期欠席・いじめ等の月例報告（11月）について
- 日程第10 報告事項4 平成28年度学校給食調理委託の業者変更について
- 日程第11 報告事項5 執行状況報告について
- 日程第12 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

(松村委員長)

平成27年第12回清瀬市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が稲田委員を指名。

(松村委員長)

日程第2 教育長より報告をお願いします。

(坂田教育長)

おはようございます。子供の安心安全についてご報告いたします。平成27年もういよいよ数日を残すところとなりました。子供の安心安全を何よりも優先すべき学校教育であるが故、食物アレルギーや交通事故や授業時間、休憩時間における事故、自らの尊い命を絶とうする行為等、子供の生命にかかわる重篤な事件・事故等が発生しなかったことは、最大の功績であろうと思います。しかし、ヒヤッとした事例は数えきれません。教育は、生き物であるが故、決して予定調和に事は進みません。予測もしなかったような突発的な事態が必ず起こるものでございます。近年、特に気になることは指導管理表が提出されていない子供、もしくは特定の食物アレルギー解除の判断を受けた子供の発症事例でございます。現在、各校に対しアンケート調査を実施しているところでございますが、教育委員会で把握している限り、指導管理表が提出されていない児童のアレルギー事案が8件発生しております。

また服務に関する事案も未だに発生しております。特に体罰は、「教育の名を借りた犯罪行為」でございます。直接的に身体的・精神的に苦痛を与える

ような指導や言葉による暴力も体罰に該当することは周知のとおりです。教師誰もが理解しているはずであります、それでも事故は発生しています。各校では、服務研修の実施や日常的な危機管理対応、いわゆるリスクマネジメントの体制を十分にとっているはずですが、私たち教育委員会は体罰について断固、厳しい姿勢で臨むべきであると考えます。いわゆる「厳罰主義」でございます。

本来であれば、「ゼロトレランス」の手法は取りたくはないし、教師としての使命感、責任感が十分に育まれていれば取る必要もないことであると思いますが、そうせざるを得ないことに対して忸怩たる思いを隠せません。もう一方で、体罰等服務事故は「べき論」だけ語っていても防げないことも事実でございます。教師も生身の人間であるが故、腹が立つこともあるでしょうし、感情が先行してしまうこともあります。だからこそ生活指導は複数体制で臨んだり、激情型の教員は一人で校内巡回させないなど、チームで対応することが求められます。体罰を始めとする服務事故は、教員個々の問題でもあり、組織的な問題でもあると私は考えております。新たな年を迎えるにあたって、体罰等服務事故の根絶を再度心に強く刻み、事務局は厳しく指導いただきたいと思っております。

2点目です。まち・ひと・しごと創生総合戦略についてご報告いたします。企画課の主導によって、「清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の議論が進んでおります。本戦略の目的は、ご存知のとおり人口減少の克服と地方創生の推進でございます。議論の中核は、出産世代の25歳から35歳までの女性の転出人口が転入を上回っているという現状を踏まえ、20歳代後半から30歳代の子育て世代が清瀬に暮らし続け、結婚・出産・子育ての希望がかなえられるにはどうしたらよいかということでございます。この地域創生という課題は、オール清瀬市で取り組むべきものであり、教育委員会も決して例外ではありません。教育も社会機構の一つであって、社会的課題、地域的課題を解決する一主体者でなければならないと私は強く思っています。

本市の子育て施策は内外から高い評価を受けております。特にNPO法人を中心とする保育環境の充実は、本市の強みの一つでございます。この強みを活かしつつ教育のチャンネルから地域創生を働きかけるには、私はまず「子育て」の概念を転換する必要があると思っております。

子供の育ちは連続・一貫しており、また親の子育てのプロセスも同様です。すなわち特に義務教育までは、親は育てる存在であり、子供は育てられる存在なのです。しかし、現在子育て部門は市長部局にあって、教育部門は教育委員会が所管する。その結果、就学前と就学後で行政の意識も施策も連続性・一貫性が十分担保できず、親の意識との乖離があると私は思っております。

まず、私達が教育も子育ての一貫であると再認識し、20歳代後半から30歳代の女性が清瀬は出産から保育までの環境が大変充実している、そして就学後の義務教育においても、我が子を賢く、健やかに成長させ、自らが希望する進路を叶えてくれるとの信頼を寄せてくれるような学校教育を実現することこそが、教育のチャンネルが担うべき地方創生の原点であると思えます。では、振り返って、私たち教育はその責務を果たしているか。

先日東京都の学力調査結果が公表されました。後ほど統括指導主事から報告がございますが、今回から東京都は「平均正答率」だけでなく、「習得目標値」と「到達目標値」という二つの概念によって分析を行っています。「習得目標値」とは教科書の例題レベルの問題、すなわち最もベーシックな問題をどれだけの子供が正答できたかを表すものであり、「到達目標値」とは、教科書の練習問題レベルの問題、すなわちやや発展的かつ活用力が問われる問題です。下図に小中学校の算数・数学の結果を示しております。東京都全体、そして23区内のある自治体との比較をもって見ても、本市の「習得目標」に達していない子供の割合が高いことがお分かりいただけると思えます。

昨年度来、塾講師による放課後補習事業が開始されております。本事業のターゲットはまさに「習得目標」に達していない子供たちであって、この数

値が本事業の成果指標となるはずですが、学力向上の要因は多様であって、因果関係を明らかにすることは難しいですが、現在学力向上戦略会議にて、具体的方策を議論していただいています。近々に答申を受けることになろうかと思いますが、その結果は第2次総合計画マスタープランの施策として落とし込んでいきたいと思っています。地方創生は私たちに教育の原点を見つめ直させてくれると思っています。

昨日、帝京大学の中田正弘教授を座長とする「第2次マスタープラン策定委員会」の第1回目が行われました。宮川委員には傍聴という形でご出席をいただきました。基本理念は時間があれば、本日の全員協議会で議論いただきたいと思っています。その一つに「当たり前のことのできる学校」という表現がございました。まさに子供を賢くするという当たり前のこと、教育の原点を確実に具現化できる計画にしていきたいと考えております。非常にショッキングなデータでございますが、私たちはこれを一つの重要な資料として、改善を図ってまいりたいと思っています。

一年間大変お疲れ様でした。次年度も何卒とよろしくお願いいたします。

(松村委員長)

それでは引き続き、教育部長よりお願いします。

(絹教育部長)

おはようございます。本来ですと12月議会の報告をするところでありますが、最終日が19日ということですので、次回に報告させていただきたいと思っています。先日珍しいことですが、ある議員の方からお褒めの一般質問がございました。なぜかといいますと、清瀬の子供たちが落ち着いてきたということでした。その議員の方は第二中の周年行事に訪問した際、校舎もきれいになり、学校の雰囲気も良くなったということを実感されたようでした。そのことに対しご質問があり、教育長が答弁いたしました。なんとな

くよくなったということは、実感として他の議員の方々からもいくつか感想をいただいております。なかなか教育というのは結果を出すまでに時間がかかりますが、色々な方のご尽力と環境整備があつてのことだと感じております。市の全体の教育環境が落ち着いてきますと次はランクアップにいく年になると思います。マスタープランもこれから作ってまいります。将来的な目標を大きく持ち、行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。一年間、ありがとうございました。来年も教育委員会一丸となって頑張りますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(松村委員長)

教育長、教育部長より報告がありましたが、これについてはよろしいですね。では、続けます。日程第3教育委員報告です。教育委員会訪問等ありましたので、それぞれのご報告をお願いいたします。

(稲田委員)

14日に第四小の教育委員会訪問へ行ってまいりました。10クラスの小規模校ですが、少し感じたことをお話しいたします。

拝見していて、教員の年齢構成のバランスが大変だなあという感じを受けました。と言いますのは、年齢構成は20～30代と50代で、40代はいません。校長先生を含め6対4という感じ。やはり小規模校になりますと、一人の教員の力というものが非常に劣ってしまいますと影響が大きいということです。大規模校になりますと全体でフォローできますが、小規模校ではそれぞれが役わりを持っていますので、フォローの度合いが違ってくるという印象を受けました。

校長先生が相当ご苦労なさっていらっしゃるなとつくづく感じましたが、訪問後に行う全員協議の場では、先生方が大変いきいきとしていて、子供たちのために頑張ろうという雰囲気がありました。6年目の先生がいらっしゃ

いましたがベテランに見えるくらいで、なかなかいい授業をされていました。

(植松職務代理)

11月30日に芝山小へ行ってまいりました。芝山小も小規模校です。短い時間でそれぞれのクラスを拝見しました。1年生から6年生までの授業を観て感じたことは、1年生の時の教え方が6年生まで影響しているのではということです。1年生の授業を受ける中では、それぞれの子供たちが何を教わっているのかがわからないままやっている感じがして、また教えている先生方も何をどう教えるのかという最初の導入がはっきりしていなければ子供はついていられないだろうし、特に1年生はそうであろうと感じました。中学年の3・4年生は難しくなる学年ですが、落ち着いて授業を受けていました。

訪問中にちょっとした事件があり、訪問後の先生方との協議会はありませんでしたが、小学校での危機管理をつぶさにみさせていただき、このような機会はめったにないことですので、私にとっては勉強になりました。以上です。

(松村委員長)

ありがとうございました。では私からも報告いたします。第四中から1年生の職場訪問のご依頼があり、了承しました。以上です。

他にご報告はございませんか。

(坂田教育長)

先ほど稲田委員からの報告にございました教員の年齢構成のバランスにつきましては、非常に重要な問題であり、学力向上においては若手教員の育成がキーワードになっています。現在の研修が本当に若手教員の授業力向上に繋がっているのかどうか、どの自治体も見直しを行っています。事務局には



是非、本市の研修の見直し等検討を行っていただきたいと思います。以上です。

(松村委員長)

それでは続けます。日程第4議案第28号 平成27年度清瀬市教育委員会表彰について、教育部長よりご説明をお願いします。

(絹教育部長)

それでは議案第28号 平成27年度清瀬市教育委員会表彰について、説明いたします。

教育委員会表彰につきましては、「清瀬市教育委員会表彰規則」に清瀬市の教育及びスポーツ、文化の振興発展に貢献し、その功績が顕著なもの並びに他の模範となる成績又は行為のあったものを表彰するものと規定されております。そうした中、表彰審査会を11月26日に開催し、教育関係機関から内申のありました対象者の審議を行いました。なお、被表彰者の決定は、表彰審査会の審議を経て、委員会において決定するものと同規則第6条に規定されていることから、本日の委員会に、議案としてご提案するものがございます。それでは、資料に基づき被表彰者の説明をさせていただきます。

平成27年度は9名2団体で、計11件でございます。部門別内訳では、スポーツ部門3名、芸術文化部門1名、その他部門3名で7名、科学部門が2名、市内在住、在勤者及び団体表彰推薦は、その他部門で2団体ございました。

配布資料をご覧ください。まずは、表彰規則第2条に基づく、清瀬市立小中学校に在学する児童・生徒を表彰するものについて順番に説明いたします。

項番1番目は、清瀬第三小学校6学年、男子児童です。表彰事由は、第2条児童生徒表彰の第1号科学部門（ロボット）でございます。ロボットセミナーの全国大会において、スパイダー部門で優勝したものによるものです。

2番目は、清瀬第二中学校2学年、男子生徒です。表彰事由は、第2条1号科学部門（ロボット）でございます。同じくロボットセミナー全国大会において、ボクサー部門の競技及びデザイン部門においてともに優勝したことによるものです。3番目は、清瀬第十小学校2学年、女子児童です。表彰事由は、第2条児童生徒表彰の第3号スポーツ部門（空手）でございます。全国大会で準優勝し、東京都代表として関東大会へ出場したのものによるものです。4番目は、清瀬第三中学校3学年、男子生徒です。表彰事由は、第2条3号スポーツ部門（エアロビクス）でございます。スズキワールドカップに出場し、ユーストリオの部において、世界第2位となったことによるものです。この生徒につきましては、昨年度にも教育委員会表彰を同じ競技で受賞しておりますが、審議において該当となっております。5番目は、清瀬第五中学校3学年、男子生徒です。表彰事由は、第2条3号スポーツ部門（水泳）でございます。関東水泳大会200メートル個人メドレー等において優秀な成績を収めたことによるものです。6番目は、清瀬中学校3学年、女子生徒です。表彰事由は、第2条4号芸術文化部門（作文）でございます。平成27年度「中学生の主張東京都大会」において東京都教育委員会賞を受賞しており、また石田波郷俳句大会等において優秀な成績をおさめたことによるものです。7番目は、清瀬第三中学校3学女子生徒です。表彰事由は、第2条5号その他部門（無遅刻無欠席無早退）でございましたが、残念ながら、審査会終了後に欠席が確認され、被該当となりました。8番目は、同じく清瀬第三中学校3学年、女子生徒です。表彰事由は、同じく第2条5号その他部門（無遅刻無欠席無早退）でございます。9番目は、清瀬第五中学校3学年、女子生徒です。同じく表彰事由は、第2条5号その他部門（無遅刻無欠席無早退）でございます。10番目はサタデークラブ「キックサッカー」でございます。代表は廣瀬俊行さん、山本毅さんです。表彰事由は、第3条3号その他部門（学校支援ボランティア活動）でございます。サタデークラブ「キックサッカー」さんは平成17年から活動を始め、今年で11年目となりま

す。サッカー指導のほか、芝の維持管理等において貢献されていることによるものです。11番目は、六小見守り隊 代表は野沢寅吉さんです。表彰事由は、第3条3号その他部門（学校支援ボランティア）でございます。六小見守り隊は平成18年から活動を始め、清瀬第六小学校の児童の下校時等の見守りの活動をされてこられ、挨拶や声かけをしながら安全指導を行ったことによるものでございます。以上が表彰推薦調書の提出のありました9名、2団体、計11件でございますが、先程もお話し致しましたように、1件、内規により非該当が出た為、8名、2団体、計10件でございます。以上が審査会結果となります。

ご審議の程よろしくお願い致します。

（松村委員長）

本件に関しまして、第2条5号その他部門（無遅刻無欠席無早退）ですが、本来ですと3学期の年度末の卒業式まで無遅刻無欠席無早退であることが条件であろうと思いますが、以前よりその他部門に関して、議論した結果、表彰式典まで無遅刻無欠席無早退の状況であれば、表彰対象と認めるとしておりますので、それに基づいて審査会後に欠席されてしまった1件は内規により非該当ということで、8名、2団体、計10件の表彰推薦ということですので。本件に関して、ご意見・ご質問はございますか。

（宮川委員）

この中から東京都が行っている児童生徒の表彰の関連はあるのですか。

（粕谷教育総務課長）

清瀬市教育委員会表彰を設けた時に、東京都の表彰を受けるには全国大会に出場し、優秀な成績を納めるというようなことが必要ですが、東京都からの表彰を受けるまででなくても頑張っている児童・生徒に対し、清瀬市とし

て表彰したいという趣旨でございますので、基本的には重複することはございません。

(宮川委員)

重複という事も含めてですが、例えば実際にここ近年、東京都の表彰を受けたケースというのはありますか。

(絹教育部長)

その様なケースは近年はございません。

(宮川委員)

ありがとうございました。

(松村委員長)

他はよろしいでしょうか。

(下田指導主事)

都の表彰についてですが、今年度はボランティア活動の団体で第八小が推薦調書を申請中です。

(松村委員長)

ありがとうございました。団体のキックサッカーに関してですが、廣瀬代表が芝山小から第四中のサッカー部に行っている児童を応援したいということで、サッカー部の外部顧問をされています。そういった学校間の繋がりもあるということをごをお伝えしたいと思います。

では本件は、原案どおり議決ということでご異議ありませんでしょうか。

全員異議なし

(松村委員長)

それでは日程第5議案第29号清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、小熊統括指導主事よりご説明をお願いします。

(小熊統括指導主事)

それでは、日程第5議案第29号清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

資料の新旧対照表をご覧ください。前回の定例教育委員会におきまして、教育課程編成の基準についてご審議をいただいたところでございます。その中で、学校の教育課程の弾力化が必要とのご意見をいただき、その運営を行っていくためには、同規則の一部を改正する必要があるとご指示をいただいたところでございます。それに伴いまして、同規則の一部を改正するものでございます。

具体的に変更する内容でございますが、現行の第3条に次の1項を加えさせていただきます。2項「前項の規定にかかわらず各学校の特別な事情により、当該学校にかかる学期の期間を変更することが必要な場合は、校長は、清瀬市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。」を加え、現行の第4条第1項第4号中の清瀬市教育委員会(以下「委員会」という。)をその他「委員会」が定める日と改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えさせていただきます。2項「前項の規定にかかわらず、各学校の特別な事情により、該当学校にかかる休業日を変更することが必要な場合は、校長は委員会の許可を受けなければならない。」というものでございます。また附則につきましても、この規則は平成27年4月1日から施行とすると改めさせていただきます。

補足説明いたします。昨年度より学校に対して特色ある教育課程の編成に

ついて、児童生徒に生きる力を身に付けさせるために、推進をお願いしているところがございます。そうした際に、例えば学力向上の特色を図るために授業時数の確保が問題となります。この場合、現行の規則ですと学期と休業日が定められており、授業時数の確保は大変難しくなります。このために学期と休業日の設定の弾力化を図る必要があり、学校の特色を深めるために行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(松村委員長)

本件に関しては、前回の定例教育委員会において報告があがったものです。その中で、可能であれば変更してもよいのではという話があったと思います。

具体的にこの規則を改正することによって何ができるようになったのかを簡潔にお話いただけますか。

(栗林指導課長)

現行ですと、9月1日から2学期となっています。これを8月のうちから2学期を始めたいという学校があった時に現行では行うことができません。従いまして、第3条に2項を付け加えることによって、8月に授業をするものも2学期にすることができるという意味合いです。

(松村委員長)

皆さん、ご理解できましたでしょうか。

(植松職務代理)

1件、よろしいでしょうか。校長が変わった際、また前のやり方に戻すということは可能なのですか。

(小熊統括指導主事)

最終的には、教育委員会の許可が必要ですので、認められれば可能であると思います。

(植松職務代理)

ありがとうございました。

(宮川委員)

追加についてはお示しされたような内容でよろしいかと肯定的に考えております。ただ、2項の追加項目の中の「各学校の特別な事情により」という断りが必要なのかどうかということが気にしております。

(松村委員長)

小熊統括指導主事よりお答えいただけますか。

(小熊統括指導主事)

本市としては特色を図るために、この度改正するわけですが、その部分の意図を含んでいるものと考えております。

(宮川委員)

学校の特色化と特別な事情というものが文言としてふさわしいのかどうかというあたりで、このような表現ですと特別な事情というと極めてそういう事情がない限り認めないと逆の意味に捉えられないかと考えますがいかがでしょうか。

(坂田教育長)

平たい表現をすれば、例えば、校長の経営方針で行ってよいという話であ

ると思います。校長の経営方針によって弾力的に運用することができますというような趣旨を含んだ言葉であります。これは規則ですので厳格な言葉に置き換えた方がいいであろうということで、「特別な事情」という表現になっております。学校においては常々校長の経営方針によって弾力的な運用が可能であるという表現で伝えております。

(松村委員長)

宮川委員、今のご説明でよろしいでしょうか。

(宮川委員)

はい、結構です。

(松村委員長)

他にはよろしいでしょうか。

(坂田教育長)

1件よろしいでしょうか。先ほど植松職務代理から話があった、校長が変わる度に教育課程編成が変化することについても、私はあまり好ましいことではないと思っています。校長が変われば学校が変われるという言葉がありますが、プラスの意味においてもマイナスの意味においても使えます。学校の実態というのはそういうもので変わるものではないと思います。しっかりと前任の校長の意図を引き継いだ上で、教育課程というものを編成していかなくてはならないと思っています。

(栗林指導課長)

補足をさせていただきます。特色ある学校づくり予算というものを付けています。各学校に特色ある学校づくりの特例をしている訳ですが、その際に



私共は、一定程度の継続性があるとしています。従いまして、校長がそこで特段変わって、このようにするといったようなプラスの意味合いであってもそこに一定程度の継続性がなければ吟味し、審査していきたいと思っております。

(稲田委員)

学校の現場において、前からやっていたことに対して変えるということは難しいことです。それを変えるためには、色々なことを検証して、先生方や保護者が納得をして変えていかないと混乱が生ずるということは、管理職の方はご存知だと思いますので、簡単には変えられないと思いますし、教育委員会も評価する上でそれなりの理由、成果等を出さない限り変えることは難しい感じはいたします。ただ、一年一年教育委員会に許可を得ますので、理論上変えられないことはないですが。

(絹教育部長)

日付につきましては、確認をいたしまして、教育課程との日付とも合わせたいと思いますので、日付に関しましては、我々事務局に一任していただく形でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(松村委員長)

議案第29号規則に関しては、施行日については事務局に一任することとし、日付の部分を除き、原案どおりの可決といたしますがいかがでしょうか。

全員異議なし

(松村委員長)

では、議案第29号については承認といたします。施行日については次回

の定例会でご報告願います。それでは続けます。日程第6議案第30号平成28年度清瀬市教育委員会教育目標について、ご説明をお願いします。

(栗林指導課長)

平成28年度清瀬市教育委員会教育目標について、ご説明をお願いいたします。10月の定例教育委員会おきまして、平成28年度の教育目標にかかわる改善の方向性、現在作成中のマスタープランとの整合を図っていく狙いから、今回は小幅な改正といたしたいというご説明をさせていただくと共に、先の11月の定例教育委員会においてお示しいたしました教育目標の改善の方向性についてのご意見を頂戴したところでございます。

本日はそれらを受けまして、平成28年度清瀬市教育委員会教育目標の原案を示し、ご検討いただきたいと思っております。

お手元には見え消し版の資料を配布しております。これは先にお示しした改正の方針に従いまして、書き改めた内容のものになっております。文書表現の整理等を中心に行っており、改正方針に従って改めたものでございます。内容について、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(松村委員長)

この件に関しましては、前回の定例会においてもお話ししており、事前資料として何度も目を通されていると思っております。本日で議決をはかるというものです。ご意見等ございますか。

(坂田教育長)

趣旨の部分は問題ありませんが、文言の訂正を幾つかお願いしたいと思います。まず、枠が込みのリード部分の赤字の「これらの基盤に立って、いっそう賢い子供たちの育成を～」部分ですが、学力のみに特化しているような印象を与えますので「賢く健やかな～」に変更していただけますでしょうか。

もう一点です。「Q—U テスト」というのは商品名ではないのかという部分が気になる場所ですので、そこは調べていただければと思います。

それからこれは要望です。1の(3)に道徳授業のことが記されていますが、次年度は是非、学校評価を視野に入れたものにしていただきたいと思います。もう一点、3「家庭・学校・地域が積極的に関わり合いながら～」の次の文章が、たどたどしい文章になっており、意味のとおりづらいものになっているように感じます。文末等を直せるのであればお願いしたいと思いません。最後に4(2)「スポーツの清瀬」を掲げ、教育活動全体を通して～」の部分ですが、これは基本的な生活に位置づけたものになりますか。これは学校教育として理解してよろしいのですか。教育活動全体を通してという文言に違和感がありましたので、例えば社会全体でといったように表現の問題だけですが、変更ができればといったレベルで結構です。お願いします。

(栗林指導課長)

承知いたしました。

(松村委員長)

他にご意見はございますか。それでは教育長からご意見があった部分に対して、文言等の整理をご検討いただきたいと思います。次回の定例教育委員会でご報告をお願いします。

では、議案第30号については原案どおり可決と致しますがいかがでしょうか。

全員異議なし

(松村委員長)

では、議案第30号については原案のとおり承認といたします。

(坂田教育長)

一点この件について、課題を提示させていただきたいと思います。教育委員会目標ですが、当該年度の目標ですので、もしもこれを策定するのだとすれば、平成28年度には何を行うといった重点化した表記の方が趣旨にあっているのではと考えます。全体的な理念は、マスタープランで表記されており、大綱にも記されています。

ですので、今回の教育目標は策定するのだとすれば、平成28年度のマニフェスト的なものに衣替えをした方がわかり易くなるのではないかと思います。これは問題提起として受け止めていただき、位置付けの検討が必要なのではと考えております。以上です。

(松村委員長)

ただ今、教育長よりご提案がございましたが、こちらはその後、全協がありますので、そこで話し合いをさせていただきたいと思います。それでは先へ進めます。日程第7報告事項1 第2次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、教育総務課長よりご説明をお願いします。

(粕谷教育総務課長)

第2次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱につきまして、改正内容をご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

本要綱中の第3条の組織のうち、第9号につきまして、変更前は「私立幼稚園協会の代表」としていましたが、保幼小連携は幼稚園に限定せず保育園を含めて就学前との接続を検討することが求められますことから、委員の選出区分を「就学前教育の代表」と改めるものでございます。

なお、教育委員会に係る規則等の例規改正につきましては、教育委員会の議決を要する事案でございますが、この内容は11月の定例教育委員会の中

で話し合いが持たれていること及び、本日の定例教育委員会前に教育総合計画検討委員会を開催する日程との関係から、事前に松村委員長へご相談の上、本要綱改正を教育長専決とさせていただき、施行日を12月1日とすることをご了承いただきましたので、本日、報告させていただくものでございます。

(松村委員長)

前回の定例会において、宮川委員からご指摘があった件です。会の中で話し合い持たれ、改めてはどうかといった意見が皆さんからでたことを受けて、私の方で了解をしました。本件に関しては報告事項ですが、異論はございませんか。

全員異議なし

(松村委員長)

では続けます。日程第8報告事項2 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果についてです。統括指導主事よりご説明をお願いします。

(小熊統括指導主事)

この資料は去る7月2日に行われました、平成27年度東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査結果でございます。先ほど教育長からお話がありました新しい項目の「習得目標値」と「到達目標値」についてはここでは出ておりません。これまでの「平均正答率」でまとめた内容となっております。

小学校は第5学年で4教科(国語・算数・社会・理科)、中学校では第2学年で5教科(国語・数学・理科・社会・英語)で行っております。

中学校をご覧ください。都の平均正答率を比べますと、社会や理科では都の平均正答率を上回っております。国語・数学では、わずかに平均を下回る

結果となっています。次に小学校です。いずれの教科も都の平均正答率に達しておりません。国語・算数はマイナス 5 ポイント。いずれにしても、先に行われました全国学力状況調査と同様な傾向を示しております。報告は以上です。

(松村委員長)

ありがとうございました。東京都の学力調査の結果です。本件については、全員協議会において協議を予定していますので、そこでご意見等をいただくということで次へ進めさせていただきます。

それでは日程第9報告事項3 長期欠席・いじめ等の月例報告(11月)についてです。引き続き統括指導主事よりお願いいたします。

(小熊統括指導主事)

11月の月例報告でございます。まず最初に、いじめについての報告です。11月につきましては、いじめはございませんでした。ただし、小・中学校これまで発生したいじめについて、解決に向けて引き続き取り組んでおります。

小学校では、解決していない3件のうち1件は一定解消・継続中です。2件は取り組み中です。中学校は、解消していない一定解消継続中が1件です。

次に長期欠席です。小学校では30日以上長期欠席者は32名。その内訳は病気7名、不登校17名、その他8名となっています。不登校は10月より6名増加となり、不登校出現率は0.447%となっています。中学校では30日以上長期欠席者は、52名となりました。その内訳は病気8名、不登校40名、その他4名となっています。不登校は前月より11名増加となっており、不登校出現率は2.19%です。今回中学校の増加が目立ってきたのは、これまで内訳の中のその他(重複するもの)が、今回精査をしたことで、その他の分類であった生徒が不登校になったり、2学期を終了した時期に迫り、不登校の定義である30日以上欠席に当てはまる生徒が増えて

きていることなどがあげられます。以上で報告を終わります。

(松村委員長)

ただ今、報告をいただきました。本件の報告に関してご質問がございますか。

(坂田教育長)

2点あります。関連付いた質問になるかと思いますが、不登校を減らす為の具体的な対応を何か手を打っていますか。と聞いた時に、教育相談センターを紹介しているというお答えがあったかと思いますが。その結果は、我々にいつ報告をいただけますでしょうか。また、具体的な方策はいつ頃示していただけるのか。もう1点は、中学校を見てもみますと、フレンドルームに通級している生徒は10名、30日以上の子童は52名。52名の割合が19.2パーセント。20パーセントにも至っていないというのは、何か要因があるのではないかと思います。そこをどう分析されていますか。

(松村委員長)

2点ご質問がありました。ご回答願います。

(佐藤指導主事)

教育相談室の巡回につきましては、今月末で回りきれた状態でございます。これにつきましては、先の教育委員会定例会でご指摘をいただきましたが、教育相談室・フレンドルーム・スクールソーシャルワーカーの3班で定期的に集約、データベース化を行い、その上でどこにも繋がっていない、どこにも相談相手がないお子さんを重点的に、巡回をしているところでございます。よって、具体的な対応等につきましては、次回の定例会にてご説明できるのではと考えております。

またフレンドルームにつきましては、現段階では10名ということですが、先週から今週にかけては、色々な動きがございました。現段階では、中学校では、定期通室の児童が13名となっています。体験通室が2名、体験通室に向けての相談を受付けている児童が2名となっており、現報告書の数字より若干数は増えておりますが、教育長からのご指摘のとおり、繋がっている割合が低い現状にあります。今後は、フレンドルームから学校への働きかけるようなアプローチ、教育相談室から情報を精査した上で、フレンドルームから働きかけるような動きをとっていきたいと考えております。以上です。

(小熊統括指導主事)

補足いたします。様々な対応を試みているところでございますが、ただ、不登校の出現率は課題があると捉えております。またこれは本市だけではなく、全都的に小・中学校不登校の出現率は高まっております。この度、東京都教育委員会では、不登校・中途退学対策検討委員会を立ち上げ、中間報告がまとまりました。これについて本市教育長以下事務局は、この指導方法を12月22日に受けて、不登校対策を図ってまいりたいと考えております。

(宮川委員)

これまで何度か学校での初期対応について、話題にさせていただいてきたかと思いますが、この辺りの取組み状況やあるいは中学校ですと学校に危惧する者として、資料においても学業不振等あげられていますが、このようなお子さんが例えば、フレンドルームでその辺りの手当てを受けているのか。あるいは、全く関与ができない状況にあるのかといった分析をされる中で、できる対策というのが幾つかあると考えられていかれるのかどうかを検討されていくことが必要であると思っておりますので、これもどこかの機会に検討できればいいのではないかと考えます。以上です。



(松村委員長)

ありがとうございます。ただ今、宮川委員からもご提案がありましたが、これに関しても全員協議会等で話合いができたらと思います。

(坂田教育長)

今、国会でも議論されているのは「多様な教育機会確保法」という議員立法で、これはフリースクールだけではなく、いわゆるホームスクールも認めていこうというものです。これは学校現場や教育現場においては、非常に厄介なものあると感じています。それも含めて、これからどうしていくのかを宮川委員からもご提案がありましたように、徹底して議論をしていくことが必要であると思います。またその場では、本市の不登校の専門家に実態をきちんと説明していただき、詳細な分析を行っていく。個の実態に応じた分析を行っていく。今まで、ここで報告を受け、終わっていいましたが、それでは問題は一切解決されません。具体的な方策を考えていかななくてはなりません。そこで知恵を出し合い、教育委員会として議論をしていくべきであると思います。以上です。

(植松職務代理)

30日以上長期欠席の状況が小学校では、32名いますが、その子供たちは中学校でも引きずっているのではないかと思います。小学校の中で要因として親子関係の問題があって、そこが改善されなければ、当然中学へ行ってもそのまま長期欠席の状態に陥ると感じています。小学校の段階から丁寧に対応をしていくことで違ってくるのではと思います。

見過ごしてしまっているかもしれない不安等の学業不振の件数が11件もありますが、小学校の中できちんと分析できていないことで、中学校に入って更に件数が多くなっていると思います。小学校の段階で手を入れることが件数を少なくすることへ繋がると思います。

(松村委員長)

本件に関しては、ここでは報告ということで、課題に関してはこの後の全員協議会で話し合いたいと思います。それでは日程第10に移ります。日程第10報告事項4平成28年度学校給食調理委託の業者変更についてです。教育総務課長よりお願いします。

(粕谷教育総務課長)

平成28年度清瀬市立学校給食調理業務委託業者の選定についてご報告いたします。

本市小中学校の給食調理業務を委託する学校では、調理委託業者の評価を年2回行っております。結果は教育委員会に報告され、教育委員会では、学校の評価結果が一定の基準を下回る学校について次年度の委託業者の選定を改めて行うという基準を設けております。本年度の1学期末の学校評価のうち、1校、第三中になりますが、基準を下回る評価でございました。課題といたしましては、学校栄養士との連携、衛生面の課題があげられたものでございます。このことを受けまして、委託業者の公募を行うとともに、当該校の校長、栄養士、保護者の代表2名、市の部長級職員等で構成する「学校給食委託業者選定委員会」を設置いたしまして、当該校の業者の選定を実施いたしました。

このたび応募のありました業者は18社ございまして、会社の規模や財務状況、学校給食での実績や経験年数等々の比較を行い、優秀な6社を書類選考した後、11月12日に選定委員から業者へのヒヤリングを実施する会を設け、評価が最も高かった業者について、選定委員会から教育長に報告がありましたので、ご報告いたします。この結果、来年度から1校で調理委託業者が変更することになります。

(松村委員長)

ただ今、給食調理の委託業者についての報告がありました。規準にのっとっていなかったため、変更したとの報告事項でしたが、何か質問はございますか。

(絹教育部長)

補足いたします。衛生面という表現がありましたが、事故を起こしたというようなことではございません。衛生管理上、最善を尽くしておりますので、改善を求めたものでございます。

(松村委員長)

本件についてはよろしいでしょうか。では、日程第11に移ります。日程第11報告事項5執行状況報告についてです。ことらについては、事前に資料が送られているかと思えます。ご質問等あれば、個別に各所管課へお尋ねいただきたいと思えます。それでは日程第12その他 今後の日程についてです。教育総務課長お願いします。

(粕谷教育総務課長)

次回1月定例会を1月15日金曜日午前9時30分より本庁舎の第2委員会室を会場に予定しております。また、本日午後より、第三ブロック研修会を小平市なかまちテラスにて行います。以上です。

(松村教育委員長)

以上をもちまして、平成27年第12回清瀬市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時 00分  
平成27年 12月 25日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 松村 重樹

委員 稲田 瑞穂